大垣市みまもりEye活動支援事業実施要領

１　事業の目的

地域の安全を守り、市民が安心して生活できる環境をつくるため、防犯を目的としたパトロール活動を行うボランティア団体や、日ごろから趣味や健康のため散歩やジョギングを楽しむ個人に、地域安全活動「みまもりEye」に参加いただき、市から活動のための防犯啓発物品を支給する。

この活動の輪を市内に広めることにより、広く防犯意識の高揚と犯罪の抑止を図る。

２　登録要件

市内在住、または在勤、在学の18歳以上の方で、概ね月1回以上活動できる団体、もしくは週1回以上活動できる個人を対象とする。

３　登録方法

所定の登録申請書に記入し、身分が証明できるもの（身分証明書、運転免許証、保険証など）を提示のうえ、市へ提出するものとする。

なお、団体登録の場合は、代表者のみ身分が証明できるもの（身分証明書、運転免許証、保険証など）を提示するものとし、メンバー全員の名簿を添付すること。

４　活動範囲

大垣市内を活動の範囲とする。

５　支給物品

支給する防犯啓発物品は次のとおりとする。

⑴　団　　体

①　帽　　子

②　蛍光ベスト

③　腕　　章　（希望者のみ：在庫が無くなり次第廃止）

④　誘導ライト（希望者のみ：在庫が無くなり次第廃止）

※　③及び④は、1団体に支給できる数量の上限を10個までとする。

⑵　個　　人

①　帽　　子

②　蛍光ベスト

③　腕　　章　（希望者のみ：在庫が無くなり次第廃止）

６　ボランティア保険

登録者全員が加入し、その費用を市が負担する。

※「みまもりEye」活動中が対象

７　登録の更新

毎年4月末日を期限とし、1年ごとに登録の更新を行う。

８　登録の取消

市は、登録された者のうち適当でないと認めた者については、その登録を取り消すことができる。

９　支給物品の返却

登録を取り消した者は、支給された物品を返却しなければならない。

10　活動の心得

⑴　支給したグッズを必ず身に着け、自己の責任においてパトロールを行ってください。なお、支給したグッズを他団体や他人に貸さないでください。

⑵　地域住民の方とあいさつを交わすよう心掛けてください。

⑶　登下校中の児童・生徒を見かけたときは、そっと見守るよう心掛けてください。

⑷　健康には十分留意し、決して無理をしないでください。

⑸　犯罪などを目撃した場合は、身の安全を確保し、直ちに警察へ通報してください。

⑹　危険な行為はしないでください。

⑺　他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。

みまもり家の人々

＜お問い合わせ先＞

大垣市危機管理部危機管理課

交通安全・防犯グループ　（0584）47-7385